

## 2050年「ゼロカーボンシティ特別区」の実現に向けた特別区長会共同宣言及び 金融機関との連携協定について

東京23区・特別区長会では、このたび、脱炭素社会の実現を図るため、「2050年『ゼロカーボンシティ特別区』の実現に向けた特別区長会共同宣言」（以下「共同宣言」という。）を行いました。

また、共同宣言に基づき、「ゼロカーボンシティ特別区」の実現に向けた一環として、中小企業の脱炭素化への支援を効果的に進めること等を目的とする、各金融機関（株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行）と連携協定を締結いたしました。

今後、多様な主体と連携し、持続可能な特別区の構築に向け、一体となって脱炭素社会の実現に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 宣言及び協定締結日

令和5年10月16日（月）

#### 2. 場 所

東京区政会館

#### 3. 出席者（敬称略）

（1）特別区長会	会 長	吉住 健一	（新宿区長）
	副会長	近藤 弥生	（足立区長）
	副会長	斉藤 猛	（江戸川区長）
	提案区	青木 克徳	（葛飾区長）

（2）金融機関	株式会社みずほ銀行	常務執行役員	北山 邦彦
（金融機関コード順）	株式会社三菱UFJ銀行	東京公務部長	熊谷 嘉人
	株式会社三井住友銀行	常務執行役員	中村 大助

※ 環境省から、川又 幸太郎 地球環境局 国際連携課長が同席

#### 4. 共同宣言文及び連携協定書

別紙のとおり

## <添付資料>

2050年「ゼロカーボンシティ特別区」の実現に向けた特別区長会共同宣言及び連携協定の概要

### ○特別区長会について

特別区長会とは、東京23区の連携を図り、特別区政の円滑な運営と特別区の自治の進展に資するため、昭和22年5月1日に設立された特別区23区長が組織する任意団体です。

会 長：吉住 健一（新宿区長）

事務局：特別区長会事務局（千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階）

## ■問合せ

特別区長会事務局連絡調整担当課長 増田 陽平 電話 03-5210-9742（直通）

## 2050年「ゼロカーボンシティ特別区」 の実現に向けた特別区長会共同宣言

地球温暖化に伴う気候変動により、世界各地で異常気象と大規模な自然災害が急増し、東京においても台風や豪雨による大規模水害や熱中症による死亡者の増加などの危機に直面している。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しない脱炭素社会の実現は、人類共通の課題であるとともに、全ての地域が責任をもって待ったなしで取り組まなければならない課題でもある。我が国も2030年までに温室効果ガスを2013年度比で46%削減し、2050年にはカーボンニュートラルを達成することを目標に掲げた。

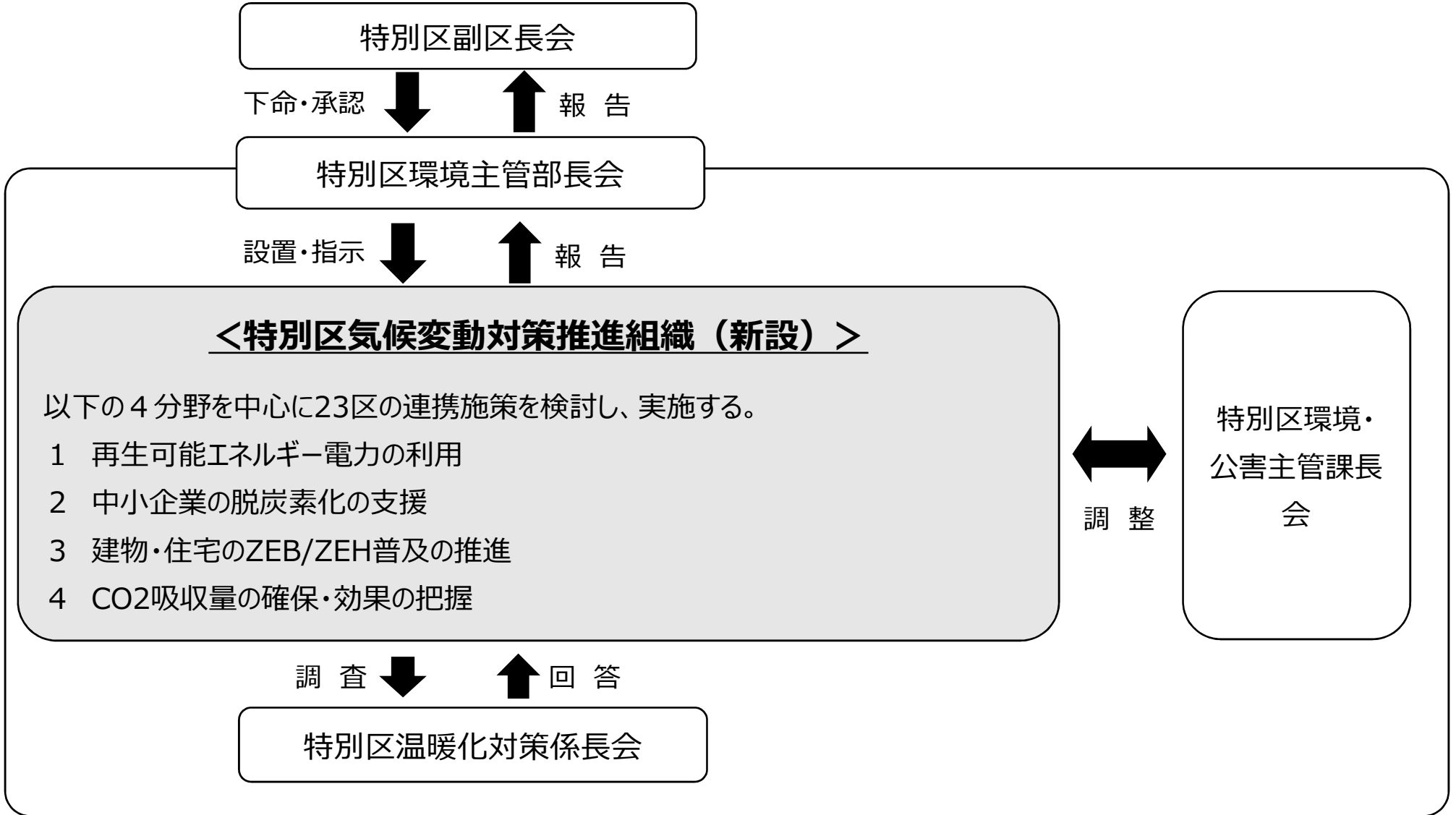
このような中で、人口と社会資本が集中し、エネルギーと資源が大量消費される東京において、特別区が、基礎自治体としての役割を果たし、温室効果ガスの排出削減の取組を加速させることは、世界の脱炭素化を牽引する上で極めて重要な使命である。

特別区長会は、各区が地域特性に応じた地球温暖化対策を実施することに加え、特別区が連携し、相乗効果を最大限に引き出すことで、2050年までに温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる「ゼロカーボンシティ特別区」の実現を目指し、取組を加速させる。

さらに、特別区長会は、区民、団体、事業者、金融機関、教育機関など多様な主体と連携して、環境、経済、社会の課題を同時に解決しつつ、世代を超えて幸福に生きる活力にあふれた持続可能な特別区の構築に向け、「ゼロカーボンシティ特別区」の実現を目指すことを宣言する。

2023年10月16日 特別区長会

# 気候変動対策の推進組織の新設について

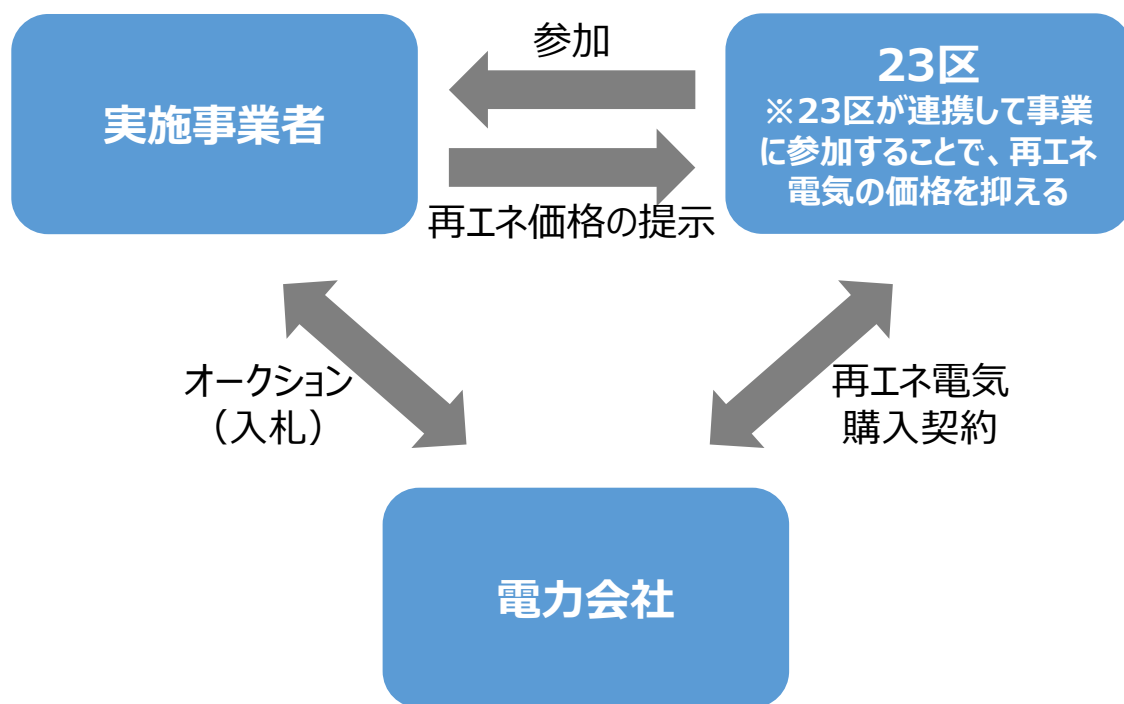


# 1 再生可能エネルギー電力利用の推進

## ～連携の概要～

- 再生可能エネルギー電力の利用推進に当たっては、まず各区が率先して導入する必要があるが、コスト増の課題がある。
- そこで、各区が個別に再生エネ電力の調達を行うのではなく、23区が共同購入の仕組みを活用することで、各区における電気事業者との調整コスト削減できるとともに、リバースオークションの仕組みを活用することで、再生エネ電気をより安価に調達することができる。

図表 連携方策のイメージ



図表 連携方策の効果

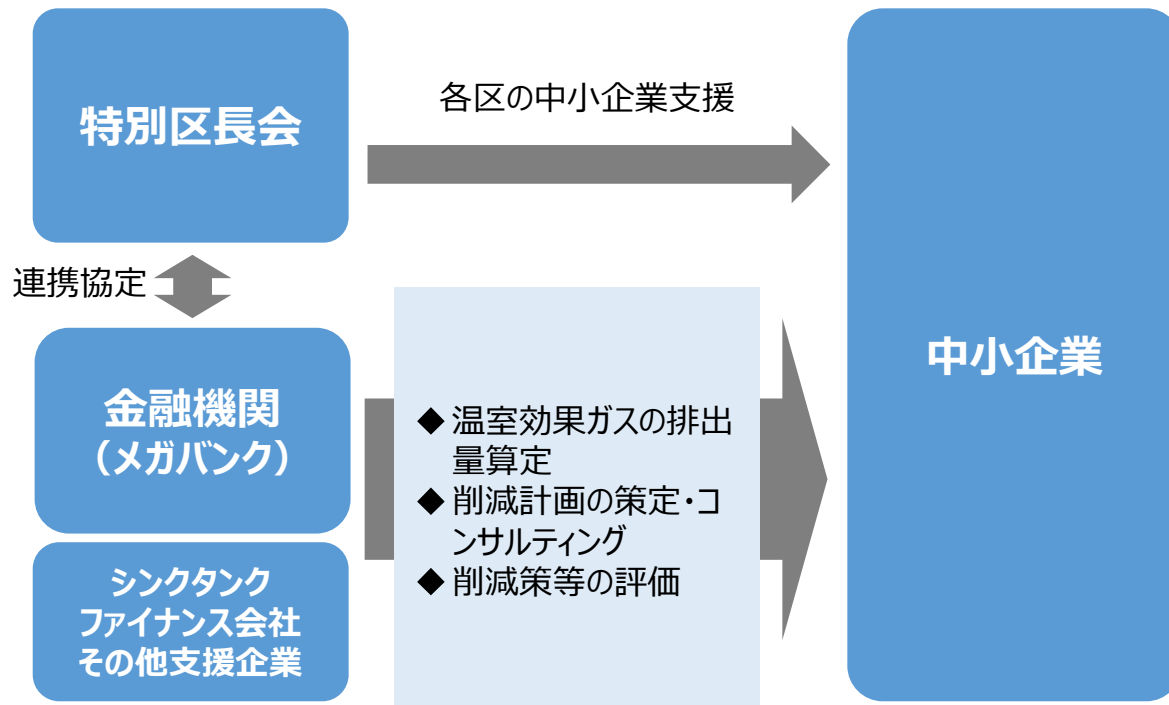
- CO<sub>2</sub>削減  
23区の本庁舎の延床面積の平均値は35,691㎡であるが、この規模の1施設当たりの電気使用量を380万kWhと仮定すると、再生エネ100%電気に切り替えることで、約1,645t-CO<sub>2</sub>の削減効果（一般家庭における年間CO<sub>2</sub>排出量約571世帯分）が見込める。
- 電気料金・調達コスト削減  
各区が個別に再生エネ電力の調達を行うのではなく、23区が共同購入の仕組みを活用することで、調達コストと電力料金の削減が見込める。

## 2 中小企業の脱炭素化の支援

### ～連携の概要～

- 中小企業への脱炭素化の支援として、各区とも設備改修等の補助制度は充実してきている。今後は中小企業の脱炭素への関心を高め、行動変容を促す取組が重要であるが、区は中小企業との接点が少なく、区の情報が届きにくい面がある。
- そこで、中小企業の身近な存在であり、また脱炭素の支援ノウハウをもつ金融機関と連携することで、中小企業の脱炭素の取組を加速させる。

図表 連携方策のイメージ



図表 連携方策の効果

#### ■特別区

- より積極的に区内中小企業の脱炭素化を支援することができ、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標達成に貢献
- 中小企業のマインドを高め、地域経済の活性化に寄与

#### ■中小企業

- 脱炭素の取組みを自ら実行し、新たなビジネスチャンスを広げ、企業競争力を強化

#### ■金融機関等

- 新たな顧客の獲得や新たなビジネス機会の創出

# 3 建物・住宅のZEB/ZEH普及の推進

## ～連携の概要～

- 区有施設のZEB化については、各区十分な知見やノウハウが蓄積されておらず、ZEB化推進の妨げとなっている。
- そこで、既存の営繕課長会や環境課長会等の会議体を有効活用し、23区でZEB・ZEHに関する知見やノウハウの情報共有や職員の人材育成を図り、効率的に建物・住宅のZEB・ZEH普及の推進を図る。また、23区として積極的にZEB・ZEHを推進することで区内事業者の経験値や技術向上につなげていく。

図表 連携方策のイメージ

区有施設のZEB化の推進		民間のZEB・ZEHの普及
区有施設のZEB化の事例共有	職員の知識向上に向けた人材育成	民間施設等のZEB・ZEHの普及に向けた情報共有
<ul style="list-style-type: none"> <li>• ZEB化の事例共有</li> <li>• ZEBリーディング・オーナー登録制度の活用</li> <li>• ZEB化に関する課題等の定期的な把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特別区研修所の既存専門研修の活用</li> <li>• 定期的な勉強会の実施</li> <li>• 職員主導の勉強会や情報共有の仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ZEB・ZEHに関する情報共有</li> <li>• 設計者や工務店への意識啓発</li> <li>• 区民や事業者へのZEB・ZEHの普及活動</li> </ul>

図表 連携方策の効果

<p>■ 区有施設のZEB化の事例共有 先行事例をもとに取組みの工夫や留意点等が共有され、各区におけるZEB化の検討が進むことで、23区全体のZEB化の推進に寄与</p> <p>■ 職員の知識向上に向けた人材育成 担当者のZEB化に関する知識が向上するとともに、定期的に知識習得の機会があることで知識レベルを一定に保つことができる</p> <p>■ 民間施設等のZEB・ZEHの普及に向けた情報共有 区内の工務店や設計事務所のZEB・ZEHに関する経験値や技術を向上、事業者の育成に貢献</p>
---

# 4 CO2吸収量の確保・効果の把握

## ～連携の概要～

- 特別区がCO2吸収量を確保するには、森林を有する自治体と連携して、森林整備に取り組む必要があるが、連携自治体の確保や職員の事務負担増など課題がある。
- そこで、森林環境譲与税を活用し、23区が連携して森林整備に取り組むことで、効率的に連携自治体を探すことができるほか、まとまった面積の森林整備を進めることができ、CO2吸収量の確保を加速させることができる。

図表 連携方策のイメージ

既存の地域連携の仕組みの活用	東京都多摩地域との連携	被災地への復興支援
<ul style="list-style-type: none"><li>• 各自治体がこれまで培ってきた地域連携の取組をベースに「環境」の視点を加味し、森林整備等の取組を推進する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 都内13自治体が連携して取り組んでいる「多摩の森」活性化プロジェクトに参画し、都内の森林整備を推進する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 被災地の復興支援の取組として、23区が被災自治体と連携協定を締結し、被災自治体の森林整備を推進する。</li></ul>

図表 連携方策の効果

<p>■23区 地域循環共生圏の考え方を踏まえ、特別区が地方の森林整備を支援することでカーボン・オフセットし、ゼロカーボンシティ特別区の実現に寄与</p>
<p>■連携先自治体 森林整備の担い手の減少や高齢化による森林荒廃を防ぐとともに、土砂災害等の防災・減災に寄与</p>



特別区長会（以下「甲」という。）と株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、「ゼロカーボンシティ特別区」の実現を図るため、以下のとおり、連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### 第1条（目的）

本協定は、甲及び乙が、相互に連携して、中小企業の脱炭素化への支援を効果的に進めること等により、「ゼロカーボンシティ特別区」の実現を図ることを目的とする。

#### 第2条（連携事項）

- 1 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、気候変動対策に関すること等、「ゼロカーボンシティ特別区」の実現に関し、協議のうえ、双方が合意した事項に連携して取り組むものとする。
- 2 甲及び乙は、前項に定める事項を効果的に実施・促進するための具体的な取組、方法に関し、協議のうえ、双方が合意した内容により取り組むものとする。この場合において、甲及び乙は、各区の地域実情を踏まえ、当該地域に根差した事業者との連携も考慮するものとする。
- 3 乙は、第1項に定める事項についての取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。
- 4 第1項に定める事項については、甲と乙が自らの責任において誠実に遂行するものとし、この限りにおいて、相手側からの情報等に不正確な点や誤り等があった場合においても、互いに損害賠償を求めることはできない。ただし、甲又は乙に故意・重過失が認められる場合は、この限りでない。

#### 第3条（秘密保持）

- 1 甲及び乙（乙の関係会社を含む。）は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意若しくは過失によらずして公知となったもの
  - (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
  - (3) 法令により開示を求められたもの
- 2 甲及び乙は、本協定が、第4条又は第5条の規定により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

#### 第4条（有効期間）

本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲及び乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

#### 第5条（解約）

甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに、書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

#### 第6条（協議）

- 1 本協定に定めない事項および本協定の解釈または履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙にて誠意をもって協議のうえ、これを取り決めるものとする。
- 2 甲又は乙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議のうえ、変更を行うものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自1通を保有する。

2023年10月16日

甲：

---

乙：

---

# 金融機関との連携による中小企業の脱炭素化への支援～連携のイメージ～

## 連携の目的

- 金融機関と連携することにより、中小企業における温室効果ガス排出量の算定、排出量の削減策の提案、削減策を実施することによる効果の評価など脱炭素化に向けた支援を行う

